

## UNCITRAL 国際商事調停モデル法の解説

2002年12月9日

三木浩一

## 一 UNCITRAL モデル法の意義

UNCITRAL 国際商事調停モデル法は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）が、国際商事調停に関する法制度の世界的な調和を促進するために、各国に国内法としての採用を推奨する立法モデルである。条約（convention）とモデル法の違いであるが、条約の場合は、締約国ごとに留保（reservation）することが許されているごくわずかの条項についてのみ改変することができるのに対し、モデル法の場合は、特定の条文を変更したり削除したりすることは、基本的に採用国に委ねられている。とくに、特定の条項が、各国の司法制度や訴訟法制と密接に関連している場合は、モデル法からの逸脱は、ある程度まで予想されている。しかし、他方において、モデル法からの逸脱の程度が大きくなれば、モデル法によって達成しようとしている調和は、それだけ遠のくことになる。そのため、UNCITRAL は、モデル法を採用する各国に対して、モデル法からの逸脱を最小限とすること、および、特定の条項に改変を加える場合はモデル法の基本的原則に背馳しないことを求めている。

## 二 本モデル法の構成

本モデル法は、全体で14か条からなる。1条から3条までは、総則的な事項を定めている。具体的には、本モデル法の適用範囲、調停の定義、解釈の原則、任意法規性などである。4条から11条までは、調停の開始から終了までの手続きに関する規定である。これらの規定は、そのほとんどが当事者の合意によって変更することができる任意規定である。したがって、当事者が調停手続の規則について合意していない場合はいわゆるデフォルト・ルールとなり、合意によって規則を定めようとする場合にはスタンダード・モデルを提供し、さらに、場合によっては合意の欠缺を補充する役割を果たす。12条から14条までは、調停の実効性を高めるためのその他の規定である。具体的には、調停人による仲裁の禁止、仲裁または訴訟の提起の禁止、調停における和解合意の執行力などである。また、各国が本モデル法を採用して国内法を制定することを補助するために、作業部会がUNCITRAL事務局に委任して、「UNCITRAL 国際商事調停モデル法の立法および運用のガイド」を作成中である。

## 三 逐条解説

## 第1条 適用範囲および定義

- (1) この法律は、国際<sup>a</sup>商事<sup>b</sup>調停に適用する。
- (2) この法律において、「調停人」とは、場合に応じて、単独または二人以上の調停人をいう。

- (3) この法律において、「調停」とは、調停 (conciliation) 斡旋 (mediation) または、その他の類似の意味を持つ表現によると否とを問わず、当事者が、単独または複数の第三者(「調停人」)に対し、契約またはその他の法律関係から生じた紛争またはこれと関連する紛争につき、その友好的な解決の試みに対して援助を求める手続きをいう。調停人は、当事者に対し、その紛争の解決を強制する権限を持たない。
- (4) 調停は、以下の場合に国際性を有する。
- (a) 調停合意の当事者双方が、その合意の締結時において、互いに異なる国に営業所を有する場合、または、
  - (b) 当事者がその営業所を有する国と、
    - (i) 商事上の義務の主要な部分が履行されるべき国、もしくは、
    - (ii) 紛争の対象事項と最も密接な関連を有する国が、異なる場合。
- (5) 本条の適用において、
- (a) 当事者が二以上の営業所を有する場合の営業所とは、調停合意と最も密接な関連を有する営業所をいう。
  - (b) 当事者が営業所を有しないときは、その当事者の常居所によるものとする。
- (6) この法律は、当事者がその調停が国際的である旨を合意し、または、この法律の適用について合意したときは、一般の商事調停にも適用される。
- (7) 当事者は、この法律の適用を排除する旨を合意することができる。
- (8) 本条第(9)項に定める場合を除き、この法律は、調停実施の原因を問わず適用される。この調停実施の原因には、当事者間で紛争の発生前または発生後に結ばれた合意、法律によって定められた義務、または、裁判所、仲裁廷もしくは権限ある政府機関の指示または提案を含む。
- (9) この法律は、以下の場合には適用しない。
- (a) 裁判官または仲裁人による、裁判または仲裁の手続中における和解の試み、および、
  - (b) [...]。

注

- a このモデル法を採用して国際調停のほか内国調停にもこれを適用しようとする国は、本条の文言に次の変更を加えることを検討してもよい。第1条第(1)項における「国際」を削除し、かつ、第1条第(4)項、第(5)項、および第(6)項を削除する。
- b 「商事」という語は、契約から生じるものであるか否かを問わず、商事性格を有するすべての関係から生じる事項を包含するよう、広く解釈されなければならない。商事性格を有する関係には、以下の諸取引を含むが、これらに限られるわけではない。物品または役務の提供または交換のための取引、販売契約、商事の代表または代理、ファクタリング、リース契約、土木建設、コンサルティング、エンジニアリング、ライセンス、投資、金融業務、銀行業務、保険、開発契約またはコンセッション、合併事業およびその他の形態の産業協力または事業協力、航空機・船舶・鉄道または道路による物品または旅客の運送。

## 1 「調停」の定義

本モデル法における「調停」の定義は、本条(3)項によれば、「調停 (conciliation)、斡旋 (mediation)、または、その他の類似の意味を持つ表現によると否とを問わず、当事者が、単独または複数の第三者である調停人に対し、契約またはその他の法律関係から生じた紛争またはこれと関連する紛争につき、その友好的な解決の試みに対して援助を求める手続きであって、調停人は当事者に対してその紛争の解決を強制する権限を持たない手続き」である。この定義によれば、「調停」の本質的な要素は、当事者が第三者に紛争の友好的な解決の試みに対する援助を求めていること、法律関係から生じた紛争または法律関係と関連する紛争が対象であること、第三者は一定の紛争解決を強制する権限を持たないこと、の3つということになる。作業部会が調停の定義を作成するに際して最も意を用いた点は、交渉 (negotiation) および仲裁 (arbitration) との混同が起きないようにすることであった。本条3項の定義では、交渉との区別は によりなされ、仲裁との区別は によりなされることになる。

本モデル法は、「調停」を意味する言葉として、「conciliation」を採用している。しかし、これと類似の意味を有するものとして、「mediation」、「neutral evaluation」、「alternative dispute resolution」などの言葉も、しばしば用いられる。「alternative dispute resolution」は、裁判外紛争解決制度一般を指す意味で使われる場合と、調停のような合意型のADRのみを指して使われる場合とがある。また、私訳では、とりあえず、「conciliation」を「調停」と訳し、「mediation」を「斡旋」と訳したが、これらの訳語は便宜的なものである。場合によっては、調停人の主導性が高い手続きが「conciliation」と呼ばれ、当事者の自治性が高い手続きが「mediation」と呼ばれるが、また別の場合には、これとはまったく逆の意味で使われることもあるからである。いずれにせよ、本モデル法における「調停 (conciliation)」は、これらすべてを包含する広い意味で用いられている。

現在、世界の各地で用いられている「調停」には、さまざまなタイプがある。たとえば、最初から最後まで調停として行われる手続きのほかに、仲裁の途中で調停に移行することが認められている手続きもあるし、これと反対に、調停から仲裁に移行することが認められている手続きもある。また、常設調停機関によって組織的に運営されている調停もあれば、アドホックに実施される調停もある。常設調停機関による調停の中にも、民間の組織によって運営されている調停もあれば、政府の行政機関が主体となって運営している調停もある。さらに、わが国の裁判所における民事調停のように、裁判所にして付属する形態の調停もあるし、訴訟係属中の紛争につき裁判官の命令によって開始される調停もある。本モデル法が適用される「調停」は、これらをいずれも排除していない。しかし、本条(9)項に定めるように、裁判官による訴訟上の和解勧試や、仲裁人による仲裁手続中の和解勧試は、本モデル法が想定している「調停」とは異なる手続原理に服するものと考えられるので、これには含まれない。

## 2 「商事性」と「国際性」の定義

本条(1)項は、本モデル法は、原則として、国際商事調停に適用されることを定めてい

る。

本モデル法における「商事性」の定義は、注bに規定されている。この注bの定義は、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法1条の注に、なったものである。この定義が意図するところは、およそ何らかの意味で商事的な性格を帯びる法律関係を、広く取り込むことにある。したがって、後段で具体的に列挙されている種々の取引は、あくまでも例示である。ところで、民法と商法の間の仕分けは、法制度ごとに必ずしも同一ではなく、注bに列挙されている取引についても、そのうちのいくつかは国によっては民法で規定されている。また、民法と商法を明確に区別していない国もある。注bが、これほど詳細に商事取引の例を挙げているのは、このように異なる法制度を有する国々の間において、商事性に関する認識の齟齬が生じるのをなるべく防止する目的である。ちなみに、わが国を含めて、法令にこのような注を付けることに違和感を覚える国もあるが、そのような国が本モデル法を採用する場合は、脚注の内容を本文化する作業が必要になる。

本モデル法にいう「国際性」の定義は、本条(4)項に規定されている。具体的には、調停合意の当事者がその調停合意の締結時に互いに異なる国に営業所を有する場合、当事者がその営業所を有する国と商事上の義務の主要な部分が履行されるべき国が異なる場合、当事者がその営業所を有する国と紛争の対象事項と最も密接な関連を有する国が異なる場合という3つの場合には、その調停は本モデル法上は国際調停となる。また、本条(5)項は、上記のそれぞれの場合において、当事者が複数の営業所を有するとき、および当事者が営業所を有しないときについて定めている。本条(6)項は、本条(4)項の定義に照らすと国際性を有しない調停であっても、当事者がその調停が国際性を有すると合意することにより、本モデル法の適用を選択できる旨を定めている。

### 3 適用範囲

本モデル法は、原則として、国際性(international)および商事性(commercial)を有する調停にのみ適用される。しかし、このような適用範囲の限定は、本モデル法が規定する内容が、内国調停や民事調停には妥当しないということの意味するわけではない。むしろ、作業部会は、本モデル法を立案するにあたり、調停一般に妥当しない規定は設けないように、慎重な配慮を払ってきた。それにもかかわらず、本モデル法が、国際性と商事性の限定を置いているのは、国連総会からUNCITRALに対して下されている指令(mandate)が「国際取引に関する法律の調和と統一の追求」であるため、UNCITRALが作成するモデル法は、「国際商事」関係の法律のみを対象とせざるをえないからである。すなわち、本モデル法が、国際商事調停のみを対象としているのは、こうしたUNCITRALの所掌事項の限界に由来するものである。

したがって、本モデル法を採用する国が、その適用範囲を一般的な調停にまで拡大することは、なんら差し支えない。実際、UNCITRALの作業部会および総会において、本モデル法の立案作業をするにあたっては、本モデル法の適用対象が一般的な調停にまで拡大された場合を想定して、常に議論が行われてきた。そうした議論の一端は、本条の注aに具体化されている。すなわち、注aは、各国が本モデル法を採用するに際して、内国調停にもその適用範囲を拡大しようとするときは、どの条文をどのように変

更して立法すれば、国際性の限定を取り払うことができるかにつき、具体的な指針を与えるものである。また、商事性の限定を取り払う可能性については、本モデル法自体はとくに言及していないが、UNCITRAL国際商事調停モデル法の立法および運用のガイド(案)では、本モデル法を採用する各国は、非商事事件にも適用範囲を拡大することができる旨が明示的に述べられている。

本条(7)項は、当事者は、合意により本モデル法の適用を排除することができる旨を定めている。たとえば、本来は国内的な取引につき主要な履行地を海外に定めたが、それはあくまでも便宜的な理由によるものであって、国際調停として合意する意思はないなどの場合には、当事者は、本項に基づいて本モデル法の適用を排除しておくことが望ましい。

いくつかの国においては、調停の利用を政策的に促進する等の理由により、裁判所が、訴訟手続を進める前に、当事者に対して、調停を指示または提案する制度を有していることがある。また、仲裁廷や準司法的な機能を営む行政機関等の指示または提案で、調停が開始される場合もある。あるいは、一定の場合に法律が当事者に対して調停を申し立てる義務を課している場合もある。このように、調停開始の原因としては、紛争の発生前または発生效后に締結される調停合意以外にも、多様な原因がありうる。そこで、本条(8)項は、このような開始原因による調停に対しても、本モデル法が適用されることを明らかにして疑義を払拭したものである。ちなみに、調停開始の原因として当事者の合意に基づく場合しか認められていない国もあるが、このような国においても、外国の裁判所の指示または提案に基づいて当事者が調停を申し立てることはありうるので、やはり本条(8)項のような規定は必要であるものと考えられる。

本条(9)項は、本モデル法を採用して制定される各国の国内法において、本モデル法の適用が除外される領域を定める場合における、除外の範囲に関する規定である。まず、(a)号は、裁判官または仲裁人が、審理手続の中で和解を試みる場合を除外するものである。これが除外事項とされたのは、各国の民事訴訟法および仲裁法との抵触を避けるためである。次に、(b)号であるが、本号は、その内容がブランクになっている。これは、各国が自国の司法制度や国内政策に基づいて、それぞれ独自の除外事項を認める余地を趣旨である。考えうる例のひとつは、労働紛争に関する調停である。労働紛争に関する調停は、労使双方による集団的な交渉が行われるため、本モデル法とは異なるスキームが要求されることが、少なくないであろう。もうひとつの例としては、わが国の民事調停および家事調停のように、裁判官が調停人となって裁判所で行われる調停である。このような調停は、各国の訴訟制度や司法政策と密接に結びついていることが多く、やはり本モデル法とは異なる考慮が必要である。

## 第2条 解釈

- (1) この法律の解釈にあたっては、その国際的な起源、ならびに、その統一的な適用を促進する必要性および信義則の遵守に、配慮しなければならない。
- (2) この法律が定める事項であって、明示的に定められていない問題については、この法律の基礎にある一般原則に従って、解決されなければならない。

本条は、裁判所および法律の有権解釈を行うその他の機関が、本モデル法を解釈するにあたっての指針を定めるものである。UNCITRALが所掌する条約やモデル法で、これと同様の規定が置かれている例としては、国際動産売買に関する国連条約（United Nations Convention on Contract for International Sales of Goods）の第7条、UNCITRAL電子商取引モデル法（UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce）の第3条、UNCITRAL国際倒産モデル法（UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency）の第8条、UNCITRAL電子署名モデル法（UNCITRAL Model Law on Electronic Signatures）の第4条などがあり、本条は、これらを参考にしている。

ある国が本モデル法を採用した場合には、本モデル法はその国の国内法となるから、原則として、その国における他の法律との整合性や基本的な法原則に照らして解釈されることになる。本条(1)項は、そうした際に、その国の裁判所等に対して、国際商事調停に関する法制度の世界的な調和の達成という本モデル法の目的に対して、相応の配慮が払われるべきことを要請するものである。国際協調の促進という見地からは、本条(1)項の有無にかかわらず、裁判所等は、本モデル法の精神や他のモデル法採用国の解釈および運用に配慮すべきものと考えられる。

本条(2)項は、本モデル法に明示的に定められていない事項については、本モデル法が立脚している一般原則を参照すべきことを定めている。ここにいう一般原則の具体例としては、作業部会における審議経過に照らせば、国際商事紛争を解決する手段としての調停の利用を促進すること、紛争解決プロセスの予見可能性を高めるために調停手続の透明性を促進すること、調停に関する法制度の国際的な統一を促進すること、当事者の主体的な参加と手続上の自治を尊重すること、当事者の自由な合意形成を援助するために手続きの守秘性に配慮すること、情報技術等の発展にともなう環境の変化に即応した調停の発展に留意すること、などを挙げることができる。

### 第3条 合意による変更

第2条および第6条第(3)項の規程を除き、当事者は、この法律のいかなる条文であっても、その適用の排除または変更を合意することができる。

本条は、本モデル法の各条項は若干の例外を除いてすべて任意規定であることを述べ、もって当事者自治の尊重が本モデル法の基本原理であることを明確にしたものである。UNCITRALが所掌する条約やモデル法で、これと同様の規定は、国際動産売買に関する国連条約（United Nations Convention on Contract for International Sales of Goods）の第6条、UNCITRAL電子商取引モデル法（UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce）の第4条、UNCITRAL電子署名モデル法（UNCITRAL Model Law on Electronic Signatures）の第5条などにも見られる。例外的に、当事者の合意による適用の排除または変更が許されないとされているのは、本モデル法の解釈に関する原則を定めた2条と、調停人の当事者を公平に処遇する義務を定めた6条(3)項である。これらは、本モデル法の条項の中でも特に根幹をなすものであり、たとえ当事者の合意があっても、これらが改変されれば本モデル法の意義自体が失われると考えられたことによる。

#### 第4条 調停手続の開始<sup>o</sup>

- (1) すでに生じている紛争に関する調停手続は、その紛争の当事者が調停手続に付託する旨の合意をした日に開始する。
- (2) 相手方に調停の申出をした当事者が、その申出を発送した日から30日以内またはその申出において定めたこれとは別の期間内にその申出に対する承諾を受領しないときは、調停の申出が拒絶されたものとみなすことができる。

#### 注

- c 時効の停止についての規程を採用しようとする国には、以下の条文を推奨する。

##### 第X条 時効の停止

- (1) 調停手続が開始されたときは、調停の対象事項である請求につき、時効期間の進行は停止する。
- (2) 調停手続が和解合意によらずに終了したときは、時効期間は、調停が和解合意によらずに終了したその時点から再び進行する。

本条は、どの時点で調停手続が開始したものとされるかという問題につき、当事者が特定の紛争を調停手続に付託する旨の合意をした日と定め、この時点がデフォルト・ルールとなることを明らかにしたものである。ただし、本条はあくまでも任意規定であるから、当事者は合意によってこれとは異なる時点を定めることもできる。当事者が合意をしさえすれば、調停手続と実質的にまったく関係のない日であっても、調停手続の開始日とすることができるかという理論上の問題があるが、それが時効の停止などの他の効力規定に影響を及ぼさない限り、本条の解釈としては差し支えないものと解される。他の効力規定に影響を及ぼす場合は、本条の解釈や運用に関する問題というよりは、むしろそれらの効力規定の趣旨に照らして解釈されるべき問題ということになる。

作業部会の審議過程においては、本条と1条(8)項との関係が問題になった。本条は、調停の開始時点を当事者が調停付託を合意した日としているが、1条(8)項は、裁判所や仲裁廷などの指示に基づいて開始される調停や、紛争発生前の当事者間の合意に基づいて当事者の一方の申立てで開始される調停を、本モデル法が適用される調停として認めているからである。しかし、たとえ調停が裁判所や仲裁廷などの指示または当事者の一方の申立てに基づいて開始される場合であっても、それはあくまでも調停手続を開始するための原因にすぎず、調停が当事者の自由意思に基づく手続きである以上は、実際に双方の当事者が調停手続を開始するときは、当事者間に少なくとも黙示による調停付託の合意があるはずである。反対に、このような意味における調停付託の合意すらないときは、いまだ調停手続は開始されていないものと考えられる。作業部会は、このように考えることにより、本条と1条(8)項は矛盾しないものと判断した。

したがって、「当事者が調停手続に付託する旨の合意をした日」とは、調停開始の原因に応じて、以下になるものと考えられる。第1に、調停開始の原因が、裁判所、仲裁廷またはその他の権限ある政府機関の指示または提案にある場合は、当事者の双方がその指示または提案を受け入れた日である。第2に、調停開始の原因が、法律によって定められた義務による場合は、当事者の双方がその義務に応じて調停手続を開始する具体的な合意をした日である。第3に、紛争の発生前に結ばれた調停合意に基づいて当事者の一方が調停機関または調停人に申立てをした場合は、相手方がこれに応じて調停

開始を受諾した日である。最後に、紛争の発生後に調停合意が結ばれた場合は、その合意が締結された日である。現実の事件において、どのような日がこれらの日にあたるかということは、本条の解釈問題ではなく証拠による認定の問題である。

本条(2)項は、当事者の一方が相手方に対して調停の開始を申し出たが、相手方が一定の期間内にこの申出を受諾しないときは、その当事者は調停の申出が拒絶されたものとみなすことができることを定めている。これは、調停手続はあくまでも当事者双方の自由な意思に基づいて開始されるべきであるという思想に基づき、調停における当事者自治を最大限に尊重したものである。相手方の返答を待つ期間は当事者が自由に定めることができるが、明示的な定めがないときのデフォルト・ルールは30日以内である。この30日という期間は、UNCITRAL調停規則(UNCITRAL Conciliation Rules)にならったものである。

本条が定める調停手続の開始日に関する規定が実質的な意味を持つのは、調停の開始という事実の時効の中断または停止等の効果が付与される場合である。しかし、本モデル法では、賛否両論にわたる激しい議論の結果、時効の中断または停止に関する法制度の国際的な調和は技術的に困難であるとして、そのような規定をモデル法の本文に挿入することは見送られた。しかし、本モデル法を採用して制定される各国の国内法の場合には、時効の中断または停止に関する規定を設けることは、それぞれの国内法制との関係で可能なことも大いにありうるので、そのような場合の便宜のために、注cにおいて、時効の停止に関する条文案を掲げている。また、時効の中断または停止に関する規定がなくとも、本条の実質的な意味がなくなるわけではない。たとえば、10条が定める証拠の許容性との関係では、当事者が意見や提案等を述べた時期が調停開始の前か後かによって差異が生じる。

#### 第5条 調停人の数および選任

- (1) 調停人は、当事者間に二人またはそれ以上の数の調停人とする旨の合意がある場合を除き、一人とする。
- (2) 当事者は、選任手続について別段の合意がある場合を除き、調停人の選任について合意に達するよう努力しなければならない。
- (3) 当事者は、調停人の選任に関して機関または個人に援助を求めることができる。とりわけ、
  - (a) 当事者の一方は、援助を求めた機関または個人に対して調停人としてふさわしい人物を推薦することを要請することができる。
  - (b) 当事者の双方は、援助を求めた機関または個人が一人または複数の調停人を直接選任する旨の合意をすることができる。
- (4) 調停人となるべき人物を推薦または選任するに際し、その機関または個人は、独立かつ不偏の調停人が確実に選任されるよう配慮しなければならない。また、状況に応じて、当事者の国籍以外の国籍を有する調停人を選任することの妥当性を考慮しなければならない。
- (5) 調停人としての選任の可能性に関して申し入れを受けた者は、自己の不偏性または独立性について正当な疑いを生じさせうるすべての事情を開示しなければならない。調停人は、自己のかかる事情をすでに当事者に告げている場合を除き、選任さ



れた後であって手続きが継続している間は、遅滞なくこれを当事者に開示しなければならない。

本条は、調停人の選任に関してデフォルト・ルールを定めておくことにより、当事者間における調停人の選任に関する合意の調達を援助することを目的とする。調停人の選任方法に関する本条の基本的な考え方は、調停が当事者のコンセンサスを基礎とする手続きであることに鑑み、調停人の選任においても可能な限り当事者の合意を尊重するというものである。しかし、本モデル法の審議過程では、作業部会の段階と総会の段階の両方を通じてさまざまな意見が主張され、最終段階でようやく本条の形に落ち着いたものである。まず、作業部会では、調停人が複数の場合の選任方法につき、以下のような2つの異なる立場が主張された。ひとつは、調停は友好的に紛争を解決するための手続きであるから、調停人の選任手続もなるべく協調的でなければならないとして、複数の調停にすべてについて、当事者の合意を要するものとする立場である。これに対し、もうひとつは、それでは当事者の合意がまとまらないときは迅速に調停手続を開始することができないとして、調停人が2人のときは各当事者が1人の調停人を選任し、調停人が3人以上のときは各当事者が1人の調停人を選任し、その他の調停人については当事者の合意を要するものとする立場である。結局、後者の立場が多数を占め、作業部会の原案として総会に提出された。しかし、総会では、原案は2当事者対立型の事件のみを前提としており、多数当事者の事件を処理することができないという疑問が提示された。そこで、審議の結果、あらゆる場合を想定することができる緩やかな規律として、本条(2)項が採択されたものである。

本条(3)項および(4)項は、当事者が自治的に調停人の選任を合意することができないときに、第三者である機関または個人に援助を求める場合について定めている。本条(3)項のうち、(a)号は、援助を求められた機関または個人が、調停人として推薦する人物の名前を当事者に告げ、これを受けて、当事者が調停人を選任するときの規定である。これに対し、(b)号は、当事者の合意がある場合には、援助を求められた機関または個人が、みずから、直接、調停人を選任することもできるものとするものである。また、本条(4)項は、第三者である機関または個人が調停人の選任を援助する場合に、その者が依拠すべきガイドラインを定めるものであり、具体的には、調停人の不偏性と独立性に配慮すべきものとする。本条(5)項は、調停人への就任を打診されたものは、みずからの不偏性や独立性に疑念を生じさせる可能性があるすべての事情を、当事者に開示しなければならない旨を定める。このように、本条(4)項と本条(5)項は、ともに、調停人の不偏性と独立性を確保するための制度的担保という意義を有している。本条(5)項が定める開示義務は、調停人への就任を打診された時点のみならず、調停手続の全期間にわたって継続して生じる。したがって、調停手続が開始した後に発生した後発的な事情も、開示義務の対象に含まれる。本条(5)項については、調停人となった者が、開示すべき事情を開示していなかったこと、あるいは、故意に虚偽の事実を開示していたことが後に判明した場合に、その調停人が行った調停手続が無効になるかどうかという問題がある。本モデル法は、この問題については沈黙しているため、これを採用する各国に処理が委ねられていることになる。

## 第6条 調停の実施

- (1) 当事者は、調停規則の採用またはその他の方法により、調停手続の進め方を自由に合意することができる。
- (2) 調停手続の進め方について当事者間に合意がないときは、調停人は、当該事件の事情、当事者の希望および紛争の迅速な解決の要請を考慮して、みずから相当と判断する方法によって、調停手続を実施することができる。
- (3) 調停人は、いかなる場合でも、調停手続を実施するにあたり、当事者を公平に処遇することを維持するよう努めなければならない。その際には当該事件の事情を考慮しなければならない。
- (4) 調停人は、調停手続のいかなる段階においても、当該紛争の和解について提案をすることができる。

本条は、調停を実施する際の手続きのあり方について定めるものである。まず、本条(1)項は、当事者は、調停手続の進め方を自由に合意することができるとして、手続きのルールについても当事者自治が最優先されることを、明らかにしている。これは、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法(UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration)の19条(1)項にならったものである。当事者が調停手続の進め方を合意する方法としては、常設調停機関に調停を申し立てることにより、その機関の調停規則を包括的に合意する、UNCITRAL調停規則などの既存の調停規則を合意により包括的に採用する、当事者間でアドホックに調停手続の進め方を合意するなどがある。次に、当事者間に調停手続の進め方について合意がないときは、調停人は、当事者の希望などに配慮した上で、みずから調停手続の進め方を決めることができる。やはり、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法の19条(2)項にならったものである。

このように、本モデル法は、調停手続の進め方を当事者の自治および調停人の裁量に全面的に委ねているが、本条(3)項はこれに対する唯一の例外である。すなわち、本条(3)項は、調停人が調停手続の実施において当事者を公平に処遇する義務を定めているが、この義務は当事者自治の原則にすら優越する。そして、この趣旨を確認するために、3条において、本条(3)項は合意によって排除または変更することはできないと定めている。調停手続を進めていく上で調停人が守るべきルールや従うべき原則としては、独立(independence)、不偏(impartiality)、客観(objectivity)、公正(fairness)、正義(justice)、迅速(speed)など、さまざまなものが考えられるが、調停に対する法文化の相違から、いずれについても反対する意見があった。そうした中で、本条(3)項が定める公平処遇義務は、いずれの法文化の下でも受け入れ可能な調停の本質的要素であるため、当事者の合意によっても排除することのできないミニマム・スタンダードとして採用されたものである。

調停人の当事者を公平に処遇する義務は、調停手続についての義務であって、調停の結果として当事者間で締結される和解合意の内容には及ばない。およそ和解合意が締結されるにあたっては、実体法上の権利義務に対する考慮のみならず、当事者間の信義、調停手続外の事情、当事者以外の関係者の利害、当事者間の継続的な関係、感情や面子への配慮など、複雑かつ多様な要素が反映されるので、和解合意の内容が結果的に不平等であることもありうるからである。

#### 第7条 調停人と当事者の連絡

調停人は、当事者双方と同時にまたは各自と個別に、面会しまたは連絡することができる。

調停人が当事者の一方と個別に面会しまたはコミュニケーションをとることは、当事者が合意によってこれを禁じている場合を除き、調停の実務における一般的なテクニックとして、多くの法域において広く認められている。本条は、このような実務の現状に鑑み、疑義を払拭するために、明文でこれを認めたものである。ところで、6条(3)項は、調停人は、いかなる場合でも、調停手続を実施するにあたり、当事者を公平に処遇すべきことを定める。そこで、本条の解釈および運用にあたっては、6条(3)項の関係が問題となりうる。しかし、6条(3)項が定める公平処遇義務は、調停人が当事者の一方と個別に面会するに際し、当事者双方に均等な時間を割くべきことまで要求しているわけではない。調停人が話すべき内容は当事者に応じて異なりうるし、特定の争点との利害関係の有無や強弱なども、当事者ごとに一様ではないからである。しかし、調停人は、公平性に関する無用の疑念を抱かれないようにするために、面会時間等が異なりうることを、事前に当事者の双方に説明しておくことが望ましい。

#### 第8条 情報の開示

調停人は、当事者の一方から紛争に関する情報を受領したときは、当該調停における他のあらゆる当事者に対して、その情報の実質的な内容を開示することができる。ただし、当事者の一方が、とくに秘密保持を条件として調停人に情報を提供したときは、当該調停のいかなる当事者に対しても、その情報を開示することはできない。

本条は、調停人が当事者の一方から受領した情報につき、当該調停における他の当事者に開示することができるかどうかに関して定めた規定である。当事者以外の第三者に対して、調停人や当事者が調停上の情報を開示することができるかどうかについては、本モデル法では、「守秘義務(confidentiality)」の問題として9条がこれを扱っている。本条が定める当事者間の情報開示については、相反する利益の間の調整が必要となる。ここにいう相反する利益とは、情報が共有されることで得られる利益と、秘密が保持されることで得られる利益である。これを調整する方法としては、原則と例外の関係をどのように定めるかによって2つの異なる立法がありうる。ひとつは、調停人が受領した情報は原則として相手方にも開示することとし、秘密保護を条件として情報が提供されたときに限って例外的に非開示とする立法であり、もうひとつは、調停人が受領した情報は原則として相手方に対して非開示とし、開示を条件として情報が提供されたときに限って例外的に開示する立法である。本モデル法は、前者を採用したものである。

#### 第9条 守秘義務

当事者間に別段の合意がある場合を除き、調停手続についてのあらゆる情報は、その秘密が守られなければならない。ただし、法律の定めるところにより、または、和解合意の履行もしくは執行のために、開示が必要とされる場合は、この限りでない。

本条は、調停手続において入手したあらゆる情報について、手続に参加した者に対して守秘義務を課すものである。この守秘義務を課される主体は調停人および当事者であり、情報の開示を禁じられる相手方は、調停手続の当事者以外の第三者である。本条の規定ぶりは、UNCITRAL調停規則（UNCITRAL Conciliation Rules）にならっている。調停のメリットのひとつは手続の非公開性であるが、これをより実効的なものとするためには、手続の参加者に守秘義務を課す必要がある。これによって、当事者はより安心して調停を利用できるようになり、調停の利用を促進することにもつながる。

調停人や当事者が守秘義務を負う対象は、「調停手続についてのあらゆる情報」である。ここでいう「情報」は、調停手続の中で入手した情報のみならず、調停合意の成立前に調停に関して入手した情報をも意味する。具体的には、調停手続の中で当事者が開示した情報、調停手続の経過または結果、調停付託の是非をめぐる協議の内容、調停合意の内容、調停人の選任に関する手続および結果、調停の申立て、受諾、拒絶等に関する情報、などが、すべて含まれることになる。

本条ただし書きは、法律によって開示が要求されている場合、または、和解合意の履行もしくは執行のために開示が必要な場合は、守秘義務の例外とされることを定めている。前者については、どのような場合がこれにあたるかは、基本的には各国の国内法の問題である。作業部会で挙げられた例としては、犯罪行為を捜査機関に告発する義務がある場合、あるいは、情報を開示しないと公衆の健康または環境に危険が及ぶ場合などがあつた。後者についても、和解合意の執行力の有無や執行法制度の内容によって異なりうるので、やはり各国の国内法によって左右される。

#### 第10条 他の手続における証拠の許容性

- (1) 調停手続の当事者、調停人、および調停手続の運営に関与した者を含むあらゆる第三者は、仲裁手続、訴訟手続、またはその他の同様の手続において、以下に掲げるものにつき、これらに依拠し、これらを証拠として提出し、またはこれらについて証言もしくは供述をしてはならない。
  - (a) 当事者が行った調停手続開始の申出または当事者が調停手続への参加を望んでいたという事実
  - (b) 当該紛争の和解案に関して当事者が調停手続において表明した意見または行った提案
  - (c) 調停手続の過程において当事者が行った陳述または自白
  - (d) 調停人が行った提案
  - (e) 調停人が提示した和解案につき、当事者がこれを受諾する意思を示したという事実
  - (f) もっぱら調停手続のために準備された書面
- (2) 本条第(1)項の規定は、同項各号に挙げられた情報または証拠につき、その形態に関わりなく適用される。
- (3) 仲裁廷、裁判所、または、その他の権限ある政府機関は、本条第(1)項に定める情報の開示を命じることができない。これらの情報が本条第(1)項に違反して証拠として提出されたときは、その証拠は許容性がないものとして取り扱われなければならない。

ない。ただし、これらの情報が、法律の定めるところによりまたは和解合意の履行もしくは執行のために必要とされる場合は、その限度において開示することまたは証拠として採用することができる。

- (4) 本条第(1)項、第(2)項および第(3)項の規定は、その仲裁手続、訴訟手続またはその他の同様の手続が、現在または過去における調停手続の対象事項たる紛争と関係するものであるか否かを問わず、適用される。
- (5) 本条第(1)項が制限する場合を除き、仲裁手続、訴訟手続またはその他の同様の手続において本来であれば許容性を有していた証拠は、調停で用いられたことのみをもって、証拠としての許容性を否定されることはない。

調停手続において、当事者は、和解の可能性を打診するために、意見を述べたり提案をしたりすることがあるし、また、和解交渉における譲歩の一貫として、自白をしたり不利な陳述をすることもある。ところが、このような和解のための努力にも関わらず調停が不調に終わり、その後、訴訟や仲裁が開始されたときに、調停におけるこれらの意見、提案、自白、陳述などが、相手方によって自由に提出される可能性があるとする、当事者は、これらが後に不利に作用することを恐れて自由な和解交渉を行うことができなくなり、ひいては、調停の利用自体をもためらうことになりかねない。そこで、本条は、調停における率直で闊達な協議を制度的に保障し、当事者が安心して調停を利用することができるように、調停における一定の情報について、後の訴訟または仲裁における証拠能力を否定することを定めたものである。

本条(1)項は、本条に基づく証拠能力の制限は、当事者および調停人のみならず、第三者に対しても適用されることを定める。この場合の第三者には、調停手続に直接関与した証人および鑑定人、あるいは、常設調停機関の職員はもちろんのこと、調停に関する情報をたまたま入手した調停とは無関係の第三者も含まれる。本条(2)項は、本条に基づく証拠能力の制限は、証言、供述、文書、録音、画像など、いかなる形態によるものであっても適用されることを明らかにしている。本条(3)項は、裁判所等は、原則として、本条(1)項に掲げる情報の開示を当該手続きの当事者または第三者に命ずることができず、当事者から証拠として提出されたときは、証拠能力がないものとして取り扱わなければならない旨を定める。これは、本条(1)項の趣旨を担保するための制度的保障である。

本条ただし書きは、本条(1)項に掲げる情報であっても、法律が命じている場合、または、和解合意の履行もしくは執行のために開示が必要な場合は、例外的に、開示または証拠として採用することができることを定めている。前者については、どのような場合がこれにあたるかは、基本的には各国の国内法の問題である。例としては、以下のような場合が考えられる。当該情報が開示されないと生命・身体の危険または重大な損失もしくは損害が発生する場合、調停手続の関与者が当該調停を犯罪の計画または実行の手段として用いている場合、調停手続における専門家過誤について証明または反証するための証拠として必要な場合、当事者間で締結された和解合意の有効性または執行力に影響を与えるような調停手続中の詐欺または強迫の立証に必要な場合、調停手続中になされた陳述が公衆の健康または安全に対する重大な危険と関係する場合。後者については、前条と同様である。

本条(4)項は、本条(1)項から(3)項までの規定は、調停手続の対象である紛争とその後

に行われる訴訟手続等の対象である紛争が関係している場合のみならず、まったく別個の紛争である場合にも適用されることを定めるものである。本条(5)項は、調停手続で顕出された情報であっても、本条(1)項の制限に該当しない限り、証拠能力を有することを確認するものである。たとえば、船舶による物品運送契約に関する紛争について、調停手続で船荷証券が証拠として提出されていたとしても、後の訴訟において、その船荷証券を荷送人の名前を証明するための証拠として提出することは差し支えない。本条(1)項が証拠能力を否定しているのは、意見、提案、自白、陳述、一定の事実、あるいは、もっぱら調停手続のために準備された書面などのみであり、上記の例における船荷証券は、これらには該当しないからである。

#### 第11条 調停手続の終了

調停手続は、以下に定める日に終了する。

- (a) 当事者間で和解合意が締結された場合は、その合意の日。
- (b) 調停人が、当事者の意見を聴いた後に、調停についてこれ以上の努力することはもはや相当ではない旨を宣言した場合は、その宣言の日。
- (c) 当事者の全員が、調停人に対して調停手続を終了する旨の宣言をした場合は、その宣言の日。
- (d) 当事者の一人が、他の当事者および調停人が選任されているときはあわせて調停人に対し、調停手続を終了する旨を宣言した場合は、その宣言の日。

本条は、調停手続が終了する時点について、デフォルト・ルールを定めている。当事者間に別段の定めがあるときは、これらとは異なる時点で調停が終了することを妨げない。

本条(a)号は、調停が成功して和解合意が成立した場合は、これによってその合意が成立した日に調停が終了することを確認したものである。本号は、和解合意の「締結」という言葉を用いているが、作業部会における議論の中では、和解合意書への「署名」とすべきであるという主張もあった。しかし、現在では、電子的な通信手段を用いた和解合意もありうることを考慮して、より一般的な表現である「締結」という言葉が採択された。

本条(b)号は、調停人は、当事者の意見を聴くことを条件として、調停の打ち切りを判断することができるものとする。調停人が調停の続行を相当ではないと判断したときは、たとえ当事者双方が調停の続行を望んだとしても、もはや調停人の適切な手続運営や助言等が期待できないことになるからである。本条(c)号は、当事者の全員が調停を終了させる意思を表示したときは、これによって当該調停が終了することを確認したものであり、当然の規定である。

本条(d)号は、一方の当事者の意思による調停の打ち切りを認める。調停においては、当事者に手続きへの参加を強制することができないので、一方の当事者が調停に参加する意欲を失った場合には、もはや調停を続けることができないからである。ところで、当事者が、契約、法律、もしくは裁判所の命令等に基づき、調停を開始する義務または誠実に調停に参加する義務を負う場合に、本号が等しく適用されるかどうかは問題となる。しかし、このような場合に、当事者に調停を打ち切る自由があるかどうかは、結局

のところ、これらの義務の根拠である契約または法律による。したがって、本号の解釈ではなく、各国の国内法によって決することになる。

#### 第12条 調停人による仲裁

当事者間に別段の合意がある場合を除き、調停人は、現在もしくは過去における調停手続の対象事項たる紛争、または、同一の契約あるいは法律関係もしくは関連する契約あるいは法律関係から生じた別の紛争について、仲裁人として行動することはできない。

本条は、調停人が、調停事件と同一の事件または関連する事件において仲裁人となることを、デフォルト・ルールとして禁止するものである。これによって、当事者は、自己の秘密や弱みなどを率直に調停人に打ち明けるなどして、フランクな態度で建設的な和解交渉をすることができるようになる。これとは反対に、調停人が、同一の事件または関連する事件で仲裁人となることができるとすると、当事者は、調停が不調に終わって仲裁が開始された場合に、調停人に打ち明けた秘密等が自己に不利に働く可能性を恐れて、率直な姿勢で譲歩や和解の提案などを行うことが困難となる。このように、本条の立法趣旨は10条のそれとほぼ同じであり、本条と10条が相まって調停の信頼性を高める機能を果たす。

しかし、当事者によっては、調停人が仲裁人に移行することができれば、その仲裁人はあらかじめ紛争の概要を知った上で効率的な審理を行うことができるので、これによって得られるメリットの方が上記のデメリットを凌駕すると考える者もいるであろう。そこで、作業部会は本条を強行規定とはしないこととし、冒頭に「当事者間に別段の合意がある場合を除き」という文言を置いて、当事者の合意があれば従前の調停人を仲裁人に指名することも許されることを、とくに明示的に確認したものである。もちろん、たとえ当事者がこのような合意をしても、調停人の側に専門家倫理上の問題が生じることがありうるが、それは本条とは別の問題である。

本条の禁止は、現在の調停事件だけではなく、すでに終了した過去の調停事件にも及ぶ。また、調停手続の対象である紛争そのものだけではなく、同一の契約または法律関係から生じた別の紛争や、関連する契約または法律関係から生じた別の紛争にも及ぶ。このように、本条によって仲裁人になることが禁じられている紛争はきわめて広範囲に及び、その外延は必ずしも一義的に明瞭とはいえない。したがって、過去に一定の紛争について調停人を務めたことがある者は、その紛争にわずかでも関係がありそうな紛争に関して仲裁人を依頼されたときは、本条の禁止に触れないかどうかを、その紛争の具体的な事実関係を慎重に検討して判断する必要がある。

#### 第13条 仲裁または訴訟の提起

調停合意をした当事者間において、一定の期間中または一定の条件が成就するまでの間、現在または将来の紛争について、仲裁手続または訴訟手続を開始しないことが明示的に合意されたときは、仲裁廷または裁判所は、その合意が遵守されている間はこれに従わなければならない。当事者の一方は、みずからの判断に従って自己の権利を保全するために必要があると認めたとときに限り、これらの手続を開始することができる。この

ような手続の開始は、そのみでは調停合意の放棄または調停手続の終了とはみなされない。

当事者間において調停合意が結ばれているときに、当事者の一方が、いつでも訴えの提起または仲裁の申立をすることができるものとする、調停合意は、ほとんどその実質を失ってしまう。また、そもそも調停合意の当事者は、調停手続を誠実に遂行する契約上の義務を負っているはずである。しかし、他方において、調停合意は、仲裁合意とは異なって訴権の放棄または喪失を含まないし、別途の仲裁合意に基づいて仲裁を申し立てる権利も奪わない。また、調停の当事者は、いつでも調停を打ち切る自由を有しているはずである。そこで、本条は、両者の要請を可能な限り調和させるため、訴訟手続等を開始しないという明示の合意が存在している間は、裁判所または仲裁廷は、この合意に従わなければならないとしたものである。すなわち、単に調停合意が締結されているだけでは本条の法律効果は発生せず、当事者はいつでも訴訟手続または仲裁手続を開始することができるが、訴訟手続または仲裁手続を開始しないことを明示的に合意したときは、当事者間でその合意が有効に存続している間に限って、裁判所または仲裁廷は、訴えの提起または仲裁の申立を却下しなければならない。

本条の後半部分は、訴訟手続または仲裁手続を開始しない旨の合意が有効に存続している場合であっても、当事者自身の判断に従って自己の権利を保全するために必要があると認めた場合には、例外的に、これらの手続を開始することができる旨を定める。たとえば、急迫な事情の下に裁判所または仲裁廷による保全処分を求める場合や、消滅時効を中断する必要がある場合などである。そして、このような事情に基づく訴訟手続または仲裁手続の開始は、いわばやむを得ない状況下での緊急避難的な行為であり、訴えの提起または仲裁の申立による宣戦布告を意味するわけではないので、それだけでは調停合意の放棄または調停手続の終了とはみなされない。

#### 第14条 和解合意の執行力<sup>d</sup>

当事者が、紛争について和解合意を締結したときは、その和解合意は、...の場合には、拘束力および執行力を有する。[立法をする国は、和解合意を執行する方法の詳細を挿入し、または、和解合意の執行を規律する条項を引用することができる。]

注

d 和解合意の執行手続を設けるに際し、立法をする国は、その手続を必要的なものとすることを検討することができる。

調停手続において成立した和解合意に対する執行力の付与をめぐる審議においては、各国の現状における国内法制の相違や調停上の和解合意の性格に関する認識の隔たりが大きく、コンセンサスに達することが困難であることが明らかになった。

まず、第1のグループは、調停において成立した和解合意はあくまでも契約の一種であるから、その執行力についても契約法理からの逸脱は許されないという立場を強く主張した。こうした立場に立つ国の調停法の中には、調停上の和解合意は契約として執行されるということが、明示的に規定されているとのことであった。



次に、第2の立場として、調停手続において和解に合意した当事者は、仲裁手続を利用して和解合意を仲裁判断に転換させることができるという見解が主張された。たとえば、中国仲裁法51条は、「仲裁廷が調停を実施した場合において、当事者間で和解合意が成立したときは、仲裁廷は、その和解合意に従って、書面による調停和解書または仲裁判断書を作成しなければならない。書面による調停和解書と仲裁判断書は、法律上の有効性および効力において同等である。」という趣旨を定めている。

また、第3の立場は、裁判所または訴訟手続に付随している調停と、それ以外の調停を分けて考えるというものである。一部の国では、裁判所システムの中で行われた調停において締結された和解合意にのみ、通常の和解契約を超える一定の執行力を認めている。

さらに、第4のグループとして、一部の法制度では、調停における和解合意が一定の要式を満たすときは、何らかの簡易な執行方法を認めている。たとえば、インド1996年仲裁及び調停令73条および74条によれば、「当事者が和解契約書に署名したときは、その和解内容は最終性を獲得し、当事者および当事者に権限を委託している第三者を拘束する。その和解は、仲裁判断と同一の効力を有する」とされる。

最後に、第5として、これら以外にも、さまざまな国内法制や見解が主張された。たとえば、仲裁手続の一部として実施された調停に限って仲裁判断と同一の執行力を認める例（香港仲裁令2C条）や、調停における和解合意が公正証書として作成された場合に限って特別の執行力を認める例などが、紹介された。

このような立場の大きな隔たりを受けて、総会に提出する原案を確定しなければならない第35会期においても、作業文書にはなお以下の4つの案が併記され、同会期が終了するぎりぎりの時点まで、白熱した議論が展開されて総意の形成が試みられた。なお、以下に掲げる4つの案のうち、調停における和解合意に執行力を付与する具体的なスキームを提示しているのはC案とD案のみであるが、いずれも執行力の内容は仲裁判断と同一の効力とされている。仲裁は調停よりも要件や手続きが厳格である上に、歴史的にも仲裁は調停に比べてより裁判に近い地位を与えられてきたことを考えると、調停における和解合意に執行力を付与するとしても、その内容が仲裁判断を超えることは考えにくい。また、実務上も、仲裁を扱う常設機関が同時に調停を扱うことはむしろ一般的であるし、調停手続から仲裁手続に移行したり、反対に仲裁手続から調停手続に移行することも珍しいことではないから、調停の執行力は仲裁判断と整合的でなければならない。このような理由により、執行力の内容は仲裁判断と同一の効力を想定すれば十分であるという点について異論はなく、以下の4つ以外の案は検討されなかった。

#### [ A案 ]

当事者間で紛争について和解合意が成立し、かつ両当事者および調停人または調停委員会が和解合意書に署名をしたときは、その合意は、...の場合には、拘束力および執行力を有する[...の部分については、立法をする国は、このような合意の執行力に関する条項を指定する条項を挿入するものとする]

A案は、調停における和解合意は、その和解合意が一定の要件を満たした場合に何らかの執行力があることを宣言するだけで、その執行力の法的性格や執行方法については

何も述べていない。つまり、A案は、調停における和解合意の執行力に関する規定の内容を各国に委ねる趣旨であり、言葉を換えれば、各国の自主性とフレキシビリティを最大限に尊重して、モデル法による統一を断念する案である。A案を明示的に支持したのは、スイス、フィンランド、エクアドル、インド、チェコ、日本であった。A案を支持する理由として各国が挙げたのは、おおむね以下のとおりであった。A案は、各国の実情に応じて採用できるというメリットがあり、最も柔軟かつ实际的である、調停における和解合意の執行力に関する法制度の統一をするのは時期尚早である、B案は、当然のことを述べているにすぎず、あえて規定を設ける必要はない、C案は、制度の仕組みとして複雑すぎるし、すべての調停にこのような実務を認めることには疑問がある、D案は、和解合意を仲裁判断と同視する点でフィクションである上に、ニューヨーク条約が適用されるかどうか不明である、モデル法の中に各国の自由裁量に委ねる規定を置くことは、すでに国際商事仲裁モデル法6条にも例がある。

[B案]

当事者間で紛争について和解合意が成立したときは、その合意は、契約としての拘束力および執行力を有する。

B案は、調停における和解合意の法的性格は契約であることを宣言するものであり、これを執行する手続きについては、各国における契約一般の執行に関する規律に委ねる趣旨である。現在における、各国の一般的な法制度や常識的な考え方に最も忠実な案である。B案を明示的に支持したのは、カメルーン、イギリス、フランス、イスラエル、サウジアラビア、スペイン、アメリカ、イランであった。B案を支持する理由は、おおむね以下のとおりであった。調停における和解合意に、通常の交渉に基づく合意より強い効力を与えるのは、通常の交渉を不当に軽視することになる、調停が不調になった後に訴えを提起し、この訴訟が係属中に訴訟外の和解が成立した場合ですら、仲裁判断より弱い執行力しか与えられないのに、調停における和解合意にこれより強い執行力を与えるのはバランスを欠く、調停における和解合意に執行力を与える場合、その合意は調停内で結ばれた合意に限る必要があるが、調停手続内の和解合意と調停手続外の和解合意を区別することは困難である、A案およびD案は、両当事者および調停人の署名を要件とするが、調停は本来方式の自由性が保障されているので、当事者や調停人に署名を要求することは妥当ではないし、どうしてこれらの者の署名によって執行力が発生するのも不明である、A案は、国際商取引法の調和を達成するというUNCITRALの目的に反するので原理的に支持できないし、国際商事仲裁モデル法6条は、裁判制度が各国で異なることを配慮したものであって、A案のように各国の立法に広範な裁量権を与えているわけではない、C案は、調停における和解で合意した条件と異なる条件について、仲裁廷の面前でさらなる交渉をすることができるかどうか不明である、D案は、定義が曖昧な調停に特別な執行力を与えるのは疑問であり、これを採用するとニューヨーク条約との整合性にも問題を生じる、アメリカの州法統一全国会議における統一調停法をめぐる4年間の審議を通じて、D案と同様の考え方に対しては終始一貫して根強い反対論があり、最終的には採用されなかったという経緯を考慮すべきである、紛争解決手段として調停を選択した当事者は、現実には、特別な執行力を

望んでいないことが少なくない。

[ C 案 ]

当事者間で紛争について和解合意が成立したときは、当事者は、仲裁廷を指名することができる。この指名は、調停人または調停委員会の構成員を仲裁廷として指名すること、および、その仲裁廷に合意した和解の条件を仲裁判断の形式で記録することを求めることを含む。

C 案は、調停において和解合意が成立したときは、当事者は、和解合意を仲裁判断の形式で記録するために、新たに仲裁廷を指名することができ、これによって和解合意が仲裁判断の形式で記録されれば、当然に仲裁判断の効力を付与するとするものである。この C 案に従って規定を設ける場合には、国際商事仲裁モデル法 30 条にならった規定を設けることになる。C 案を明示的に支持した国はなかった。

[ D 案 ]

当事者間で紛争について和解合意が成立し、かつ両当事者および調停人または調停委員会が和解合意書に署名をしたときは、その合意は、仲裁判断としての拘束力および執行力を有する。

D 案は、調停における和解合意に仲裁判断と同じ効力を付与する点は C 案と同様であるが、仲裁廷の指名という手順を必要とせず、両当事者および調停人等の署名により、直ちに仲裁判断としての効力を有するものとする点で C 案とは異なる。D 案を明示的に支持したのは、中国、オーストラリア、メキシコ、シンガポール、カナダ、ドイツであった。D 案を支持する理由は、おおむね以下のとおりであった。調停における和解合意に何らかの形で執行力を付与する統一的なスキームを作らないと、本モデル法を制定する意義は大幅に損なわれることになる、D 案は、調停における和解合意に執行力を付与するための統一的なスキームとして、現段階で最も実現可能性の高い方法である、

A 案は、調停における和解合意の執行力を達成することができず、UNCITRAL における任務の放棄である、B 案は、契約としての効力を追認するだけで、証明責任の転換すら考えないのであれば、規定を置く実益はない、C 案は、D 案と実質的に大差はないものの、すべての事件において、調停手続の当事者がさらに仲裁廷を指名しようとするかどうかは疑問である。

このように、A 案、B 案、D 案を支持する意見が錯綜し、主流を占める立場を見いだすことはできなかった。事務局は、最後の妥協案として、「調停における和解合意は契約としての拘束力および執行力を有するが、当事者が和解合意書に署名したときは、その和解合意の効力を争う者の側で、無効原因または取消原因を証明しなければならぬ」という内容の条文案を提示した。しかし、これを支持する意見と反対する意見が入り乱れて実質的な進展はなく、結局、A 案をベースにした現行の 14 条の姿に落ち着いたものである。